

エネルギー政策における責任と倫理

代表取締役専務 岡山 信夫

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会（以下基本政策分科会）は、13年12月、「エネルギー基本計画に対する意見」（以下「意見」）をまとめた。ここでは、「中長期的に責任あるエネルギー政策を講じなくてはならない」とし、政府に対し「本意見を基にして、新たなエネルギー基本計画を決定することを強く求める」としている。

周知のとおり、ドイツでは福島原発事故を契機に、「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」（以下倫理委員会）が設置され、その答申に基づき政府は脱原発の方針を決定、2011年7月8日に成立した脱原発法により、2022年までにすべての原発（17基）が停止されることになった。倫理委員会答申では、「原子力エネルギーの利用やその終結、他のエネルギー生産の形態への切り替え等に関する決定は、すべて、社会による価値決定に基づくものであって、これは技術的あるいは経済的な観点よりも先行しているものである。未来のエネルギー供給と原子力エネルギーに関する倫理的な価値評価において鍵となる概念は、『持続可能性』と『責任』である」とし、その視点を明確にしている。

基本政策分科会も、視点を明確にすべく、「意見」第2章を「エネルギー政策の新たな視点」とし、「改革の視点」を明らかにした。基本的視点は「3E+S」、すなわち「安全性（Safety）を前提としうえて安定供給（Energy Security）を第一とし、最少の経済負担（Economic Efficiency）で実現すること（中略）あわせて、環境負荷（Environment）を可能な限り抑制する」ことであり、さらに「国際的な視点の重要性」（一国主義から脱却し国際的な動きを的確に捉えるべき）と「経済成長の視点の重要性」を挙げている。このような視点を前提に、原子力については「…優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に引き続き活用していく、エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源である」と位置付け、「必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」とした。ドイツ倫理委員会とは全く逆の結論である。

両者は「責任」の捉え方で大きく異なっている。基本政策分科会がいう「責任」は現在の経済活動に対するものであるのに対し、倫理委員会が求めるものはより広くかつ厳格な「後の世代に対する責任」である。例えば、倫理委員会は「安全性」に関して「深刻な事態の前例というものが考察から除外されている限り、安全計画は、それを吟味し得る合理性を失っている」と指摘し、原発について「安全性の確保を前提とする」こと自体を否定している。核拡散防止についても、基本政策分科会が、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献として「原発輸出を含む原子力技術を提供するに際し、（中略）事故の経験と教訓に基づき、安全性を高めた原子力技術と安全制度を提供していく」ことなどを挙げているのに対し、倫理委員会は「原子力エネルギーの民生利用は核兵器の軍事的製造からは確かに区別できるという、最初にあった希望は、現実のものにはならなかった」としたうえで、「核分裂性物質の拡散を避けることを完全に達成することは、その源泉を最終的に閉じ、他のエネルギー源と取り替える場合にのみ果たしうる」と断じている。

なぜ、基本政策分科会は「責任」の捉え方を狭いものにしてしまったのだろうか。絶対に事故を起こさない「安全性の確保」がありうるのかも疑問である。最悪の環境汚染を惹起した原発を環境面で評価するなど、悪い冗談としか思えない。倫理を欠いた「責任」論に説得力はない。